

農林水産省
食料産業局 御中

平成 24 年度食品リサイクルの進捗状況等に係る調査委託事業
報告書

平成 2 5 年 3 月

株式会社三菱総合研究所

はじめに

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 116 号。以下、「法」、「食品リサイクル法」という。)は、平成 19 年 1 2 月に改正され、再生利用に炭化製品(燃料および還元剤)とエタノールが追加され、再生利用等に「熱回収」が追加された。また、事業者ごとに再生利用等の実施率目標が設定され、さらに、食品廃棄物等多量発生事業者に対して定期報告義務が設けられるなどの見直しが行われている。

また、食品リサイクル法の附則第 7 条には、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合(平成 24 年 12 月)において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

このため、今後、法改正の施行状況等を政府において調査審議することとしているが、その基礎的な資料等を収集するため、食品リサイクルの進捗状況等に関する調査・分析を行った。

株式会社 三菱総合研究所

目次

1. 海外の食品リサイクル制度の現状及び食品リサイクル等の実施状況調査	
1. 1. 諸外国における食品リサイクルの概要整理	1.1
1. 2. 食品リサイクル状況の詳細調査	1.15
1. 3. 今後の課題および制度改正の方向性等の検討	1.39
2. 地方自治体における廃棄物処理の実態調査	
2. 1. 調査概要	2.1
2. 2. 調査結果	2.2
3. 食品廃棄物等のメタン化設備のタイプ別の普及状況、及び今後のニーズについて	
3. 1. 食品廃棄物等のメタン化に係るコスト評価	3.1
3. 2. 食品廃棄物等のメタン化設備のタイプ別分析	3.5
4. 卸売市場およびショッピングセンターにおける食品廃棄物等の実態調査	
4. 1. 卸売市場における食品廃棄物等の実態調査	4.1
4. 2. ショッピングセンターにおける食品廃棄物等の実態調査	4.17